



BRFビジネスパートナー向け行動規範

1. はじめに

BRFおよびブラジルまたはその他の国に所在するBRFの子会社（これらを単独で、あるいは総称してBRFまたは「当社」と呼ぶ）は、本ビジネスパートナー向け行動規範（以下「行動規範」）を通じて、責任ある経営および持続可能性に対する当社のコミットメントを再確認する。このコミットメントは、優れた業務慣行および公正な行動を実践し、社会および環境に関する問題に対処すると同時に、サプライヤー、サービスプロバイダー、仲介業者、および統合生産者（これらを単独で、あるいは総称してビジネスパートナーと呼ぶ）が遵守しなければならない最低限の基準を策定することを含むが、これらに限らない。

2. 目的および対象範囲

本文書の目的は、BRFに関連する全てのビジネスパートナーが遵守しなければならない関連ガイドラインを定めると共に、ビジネスパートナーが業務において該当する法律を遵守し、社会および環境に配慮し、公正に行動するように促し、かかる業務慣行を実践、実現することにある。

本文書は、BRFのすべてのビジネスパートナーに適用されるため、本文書で定めた条件は、当社との間で締結した契約に含まれるガイドラインとして解釈しなければならない。

3. ガイドライン

1) 法律の遵守

BRFのビジネスパートナーは、業務を行う国において自社業務に適用される法律に基づき、業務を実施しなければならない。

1) 贈収賄および不正行為の禁止

ビジネスパートナーは、自国および外国で定められた、贈収賄および不正行為を禁じる該

当する法律を遵守しなければならない。ビジネスパートナーはさらに、自社またはBRFの利益のために、業務円滑化を目的とする支払を含む賄賂を提案、提供、要求、または受領してはならない。さらに、自社の業務活動において不正行為や詐欺行為が発生するのを防止するための仕組みを導入しなければならない。

1) マネーロンダリングおよびテロ団体に対する資金提供の防止

ビジネスパートナーは、自社のビジネスモデルや企業構造に基づき、自社が被害を受けうるマネーロンダリングやテロ団体への資金提供のリスクを特定、把握すると共に、かかるリスクを軽減するための対策を講じなければならない。さらに、自社の登記、銀行口座、および所有権に関するデータを常にBRFに提供し、かかるデータが変更される場合は、該当する法律に基づき適切な登記を維持するため、当社に通知しなければならない。

M) 業務の誠実性

ビジネスパートナーは、倫理と誠実性に基づき業務を行わなければならない。誠実さと透明性に基づきビジネスおよび商取引を実施し、該当する各国の法律または国際機関の規則を厳格に遵守しながら、会計関連の登録を正確に維持しなければならない。

ビジネスパートナーはさらに、BRFの従業員との間で利益相反が発生させるか、そのような外見を持つ取引やビジネスを行ったり、かかる状況を発生させてはならない。利益相反関係が発生した場合、パートナーはTransparency Channelを通じて、かかる状況をBRFに報告しなければならない。

V) 自由競争の保護

ビジネスパートナーは、公平に競争しなければならない。自由競争の原則に基づき、該当す

る競争法に従って業務を実行しなければならない。また、承認の決定、価格、調達、契約締結、または既存契約の解除に対して影響を及ぼしうる情報を交換することや、かかる事項に関与することを許容してはならない。

V) 輸出入管理

ビジネスパートナーは、自社における商業活動の範囲において、商品、サービス、および情報の輸出入に関して定められた各国あるいは国際機関が定めた法制度や、案件ごとに該当する禁輸および制裁措置を遵守しなければならない。

V) 雇用契約および雇用慣行

ビジネスパートナーは、該当する労働法を遵守すると共に、区別あるいは差別がない平等な雇用条件を提供し、公平かつ尊厳に基づく報酬制度を促進し、従業員に対するトレーニングおよび昇進機会を提供しなければならない。ビジネスパートナーは、該当する法律、集团的労働契約（労働協約）、裁判所の決定、および行動調整合意（TAC、存在する場合）の規定に従って、従業員に対して給与を支給し、福利厚生を提供しなければならない。パートナーはさらに、工賃、社会保険料、および給与に関する諸税を支払うことを保障しなければならない。さらに、パートナーが提供する業務において要求される場合、かかる業務を遂行するのに必要な資格および認証を持つ労働者がかかる業務を実行することを保障しなければならない。そうでない者に業務を行わせた場合には通知を受けるリスクを負う。

V) 人権

ビジネスパートナーは、社会に対し良い影響を及ぼすために、自社の業務およびバリューチェーン全体にわたり、自社の労働者の権利および普遍的な人権を一切の違反を許容す

ることなく最大限に保護することを保障しなければならない。

X) 児童労働

ビジネスパートナーは、法律が定める就業可能な最低年齢に基づいて従業員を雇用しなければならない。国際労働機関（ILO）の基本ルールおよび国連グローバル・コンパクトの原則に基づき、自社の業務において児童や子供における性的な搾取が発生しないことを保障しなければならない。

X) 奴隷労働に類する行為

ビジネスパートナーは、関連書類を本人から取り上げることや、長時間にわたる労働、肉体的な懲罰、ハラスメントや侮辱、および就労、住宅の環境により、強制労働および／または奴隷契約に類する状態を強いることで、従業員の自由を制限してはならない。さらに、強制労働または無給作業を含む生産部門を使用しないことを保障しなければならない。

X) 差別、多様性、および包摂

ビジネスパートナーは、肉体または精神上的の障害、出生地、民族、肌の色、宗教、信念、ジェンダー、年齢、性の志向、性のアイデンティティ、性の表現、社会的ステータス、妊娠の有無、結婚の有無、労働団体への加入の有無、政党加入の有無、または現在の法制度において差別が禁止される他の条件に基づく一切のハラスメントまたは差別的な取扱いを許容してはならず、当該の職務に要求される能力を持つ候補者のプロフィールをすべて検討した上で、多様性および包摂を尊重した業務環境を促進しなければならない。

X) 結社の自由

ビジネスパートナーは、自社の労働者が、報

復行為の恐れなく、労働団体や労働組合に加入したり自らの選択に基づき労働団体を組織する権利を持つことを保障しなければならない。

X) 表現の自由

ビジネスパートナーは、従業員における表現の自由につき、倫理と責任に基づき、法律上の制限を遵守して行使される限りにおいて、多様性を最大限に配慮して尊重、促進しなければならない。

X) 衛生と安全性

ビジネスパートナーは、自社の活動において、職場の衛生および安全に関する該当する法律を遵守し、従業員における基本的な衛生および安全性を保護する就労環境を維持すると共に、個人防護具（IPE）および集団防護具（CPE）を準備し、事故および疾病に対するトレーニングおよび予防措置を実行しなければならない。

XV) データのプライバシー、機密情報、および知的財産

契約および商業条件に関する情報は機密情報として取り扱わなければならない。BRFの契約部門との間で機密情報に関する契約を締結し、かかる部門が明示的に許可する場合を除き、第三者には開示してはならない。BRFの担当部門が事前に書面で許可する場合を除き、BRFが所有するブランド、ロゴ、およびその他の知的財産権の全部または一部を使用することを禁じる。ビジネスパートナーは、自社が共にビジネスを行うすべての者（サプライヤー、顧客、消費者、および従業員を含む）の個人情報を保護しなければならない。さらに、個人情報を収集、保存、処理、送信、および共有する際には、一般データ保護規則および情報セキュリティについて各国が定めた規則

に含まれる要件を遵守すると共に、法律的に透明かつ安全な方法で実行され、正当な業務目的を持つ場合を除き、かかる行為を行ってはならない。

XVI) 環境保護

ビジネスパートナーは、環境に関する法律および管轄当局が定めた要件を遵守しなければならない。本パートナーシップの期間を通じて、必要とされる承認、ライセンス、許可、認証、許諾、およびあらゆる種類の廃棄物の適切な廃棄を維持しなければならない。さらに、不適切な廃棄に対して、およびEnvironmental Rural Register（環境地

方登録簿）およびEnvironmental Recovery Program（環境回復プログラム）への適切な登録に対して完全な責任を負い、連邦州、および地方自治体単位の管轄当局が定めた業務活動に対する規制を遵守し、必要に応じてかかる法律遵守を証明する必要がある。ビジネスパートナーは、自社の活動が環境に対して及ぼす悪影響を予防、軽減するために必要な全ての措置を実施することを約束すると共に、第三者により、あるいは不慮の出来事により発生した場合でも、予防措置を導入していれば発生を防げた場合にかかる悪影響に対して責任を負うと共に、本パートナーシップにより発生したすべての有価物の損害または自然に対する損害（特に環境の破壊）に対し、完全かつ単独の責任を負う。ビジネスパートナーはさらに、生物多様性に悪影響を及ぼす自社の業務活動を回避または最小化しかかる悪影響に対して補償を提供すると共に、事前に管轄の環境当局から許可を得ることなく森林破壊や植生の除去を行わない他、目的を問わず火気を使用しないことを約束する。ビジネスパートナーはさらに、自然資源に基づく生存手段を尊重すると共に、現地コミュニティに対する悪影響が発生することを防止、最小化すると共に、かかる悪影響に対して

補償し、さらに、強制労働および／または児童労働に類する業務を用いて、制限対象地域から取得した原材料の商業利用や生産を行わないことを約束する。

X) 動物保護

BRFは、当社が業務を展開する各ロケーションにおける環境、文化、天候、または宗教的な特性を配慮した上で、企業の方針、基準、公表コミットメント、プロセス、指標、および継続的トレーニングを策定する。ビジネスパートナーは、自社の業務において該当する場合、全ての生産チェーン（動物の飼育、輸送、およびと殺を含む）を対象として当社が定めた動物愛護に関するガイドラインを遵守することを約束する。当社は、虐待によるか放置によるかを問わず、動物に対するいかなる不当な取扱も許容せず、支持しない。

X) 下請契約

ビジネスパートナーが提供サービスを他の者に再委託する場合、当該契約に責任を負うBRFのマネージャーが事前に書面で承認しなければならない。かかる下請業者は、本行動規範の条件に同意し、実行しなければならず、パートナーは、本行動規範に定めたガイドラインに基づき、下請業者の活動を監視する体制を維持しなければならない。

X) 監査

BRFは、ビジネスパートナーにおいて本行動規範の規定が遵守されているかを常に検証

できる権利を留保する。本文書に含まれる規定に対する違反に該当する行為または不作為が確認された場合、当該の違反の深刻さの程度に基づき、BRFはパートナーに是正措置

の実行を要求するか、BRFの単独の裁量に基づき当該の契約を解除することができる。

X) 贈答品

BRFでは、当社が事業を展開する多くのロケーションにおいて、販売促進のために贈答品を交換することが一般的な文化的慣習であると認識している。このため、BRFの企業ウェブサイト上で公開されているBRF贈答品および接待ポリシーの要件を遵守し、該当する法律（特に、腐敗防止法および不正行為防止法）に違反せず、自社に対して利益または不適切な優位性が提供されない限り、販売促進を目的として贈答品を提供することが認められる。

XXX) 公的機関とのやり取り

ビジネスパートナーは、BRFの名義で公的機関とのやり取りを行う場合、事前に当該契約で定めた当社担当部署による書面の許可を得なければならない。ビジネスパートナーが、公的機関とのやり取りにおいて自社の権限につき疑問が生じた場合、またはBRFが関与する必要がある場合、電子メール (relacoesinstitucionais@brf.com) で Institutional Relationship (対外関係) 部門に問い合わせなければならない。

Transparency Channel

BRFでは、本行動規範、法律、BRFの方針、規範、および手順に対する違反の疑いを報告する手段を提供するため、Transparency Channel (透明性チャネル) を設置している。

ビジネスパートナーが、自社、競合他社、またはBRF従業員における行動または不作為がかかる違反に該当すると考える場合、以下の手段を通じてただちに報告する必要がある：

¹BRFの贈答品および接待ポリシーは、以下のページで確認できる：

<https://www.brf-global.com/en/about/ethics-and-transparency/how-we-operate/>

ウェブサイト: integridade.brf.com (ブラジル) / compliance.brf.com (ブラジル以外)

Transparency Channel は、24時間年中無休体制でご利用でき、あらゆる人物が苦情を申し立てることができる他、希望する場合は、匿名での報告も可能である。すべての報告は、機密情報として取り扱われる。BRFは、誠意に基づき報告を行った者に対する報復行為をその形式を問わず許容しない。